

群馬県ゴルフ連盟渋川支部規約

第1条 (名 称)

当会を、群馬県ゴルフ連盟渋川支部（以下「渋川支部」という）と称する。

第2条 (事務所)

渋川支部の事務所は、事務局担当者宅内に置く。

第3条 (目 的)

群馬県ゴルフ連盟規約に準じ、渋川支部管内においてアマチュアスポーツ精神の高揚とゴルフ技術の向上を図り、その普及と会員相互の親睦増進によって、体育文化の振興と明るい社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

渋川支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ゴルフの普及およびゴルファーの親睦に関する事業。
- (2) 技術および競技力の向上に関する事業。
- (3) 地域貢献に関する事業。
- (4) その他、群馬県ゴルフ連盟の目的達成に必要な事業。

第5条 (支部の構成)

渋川支部は、次の地域・地区に在住・在勤の会員から構成される。

- (1) 渋川地域 : 旧渋川、子持、伊香保、北橘、赤城、小野上
- (2) 北群馬地域 : 榛東、吉岡
- (3) 吾妻地域 : 中之条、東吾妻、高山、長野原、嬭恋、草津

第6条 (役 員)

渋川支部には次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	4名（渋川地域2名、他地域2名とする）
会計・事務局	2名
会計監査	2名
地区幹事	各地区若干名
相談役	若干名

第7条（役員の選出）

役員は正会員の中から次の方法で選出する。

- (1) 支部長は役員総会で推挙し選任する。
- (2) 副支部長は、会長が推薦し役員総会の承認を得る。
- (3) その他の役員(会計・事務局、会計監査、地区幹事、相談役)は、総会で推挙し選出する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第9条（役員の任務）

支部長は当会を代表し、役員総会においては議長を務めるほか、役員総会議決事項以外の支部運営上すべての決定権を有する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長不在の場合はその任務を代行する。

会計/事務局は、渋川支部の会計業務と会員管理ほか事務全般を担当する。

会計監査は、渋川支部の会計監査を行い、役員総会に報告する。

地区幹事は、該当地区内の会員取り纏め他、事務連絡等を行う。

緊急な事態における対応は、事務局がその処置を行い、後日支部長に報告する。

第10条（会計年度）

渋川支部の会計年度は、1月1日～12月31日とし、役員総会にてその内容と監査の報告をして承認を得る。

第11条（役員総会）

役員総会は、年1回開催する。

役員総会は、役員の過半数の出席（委任状含む）により成立し、決議は出席者の過半数をもって行う。

臨時役員総会は、必要に応じて支部長が招集する。

第12条（入 会）

正会員

群馬県ゴルフ連盟への入会する時は、入会申込書と群馬県ゴルフ連盟が定める入会金と渋川支部の定める年会費を添えて事務局へ申し込む。

準会員

群馬県ゴルフ連盟への入会する時は、入会申込書と支部の定める年会費を添えて事務局へ申し込む。

第13条 (入会資格)

- (1) 当会の目的を理解し社会秩序を守り、当規約を遵守すること。
- (2) 群馬県ゴルフ連盟および渋川支部の名誉を毀損するような行動をしないこと。
- (3) JGAアマチュア資格規定に違反しないこと。
- (4) 暴力団またはその関係者でないこと。

第14条 (会 費)

正会員

入 会 金 個人会員 5,000 円

年 会 費 個人会員 2,000 円

準会員

年 会 費 個人会員 2,000 円

但し、75以上の個人会員は年会費を1,000円とする。

なお、団体会員の取り扱いについては、群馬県ゴルフ連盟の規約に従う。

第15条 (退 会)

会員が退会する場合は、退会届を事務局へ提出しなければならない。

その場合、入会金、年会費は返還しない。

第16条 (附 則)

この規約は、役員総会において過半数の議決により改訂することができる。

第17条 (準会員)

準会員は当会の目的、事業に賛同し積極的に活動していく者とする。

また、県ゴルフ連盟の入会は自由とする。

附則①・・・平成27年1月施工

附則②・・・平成29年1月施工

附則③・・・平成30年3月施工

附則④・・・平成30年3月施工

平成23年3月7日

- 附則①・個人会員の年会費で75才以上は2,000円とする。
- 附則②・副支部長を2名から4名に変更することができる。
- 附則③・個人会員の年会費を2,000円とする。また75以上は1,000円とする。
- 附則④・準会員（県ゴルフ連盟加入は自由）を設立する。